

二 簡易保険健康相談所ノ職員及傭人ニ關スル事項
三 簡易保険健康相談所ニ屬スル土地、建物、工作物及電話ニ關スル事項

別表ヲ左ノ如ク改ム

第三十條第一項中「第一課及同第二課」ヲ「第一課、同第一課及同第三課」ニ改ム

別局 課名 受持区域

東京第一課 東京府

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

東京第二課 東京府

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

東京第三課 新潟縣、千葉縣、茨城縣、山梨縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

東京第四課 埼玉縣、群馬縣、栃木縣、靜岡縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

名古屋第一課 愛知縣、福井縣、石川縣、南洋廳

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

大阪第一課 大阪府、京都府

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

大阪第二課 兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、和歌山

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

廣島課 山口縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

第一課 熊本縣、香川縣、愛媛縣

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

第一課 長崎縣、大分縣、宮崎縣、鹿兒島

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

第一課 北海道

(管轄保険契約ニ關スル事務ニ付
〔テハ第二十ニ四條第一號乃至第五號ニ付
セラレタル事務ヲ除ク〕)

厚生科學研究所官制中改正ノ件

昭和十六年十月三十日
勅令第九百三十八號

五日付官報を以て左記の如く公布を見た。

厚生科學研究所官制中改正ノ件

昭和十六年十一月十五日
勅令第九百六十八號

國民勤勞報國協力令の公布

國家總動員法に基く國民勤勞報國に關する勅令案要綱については本誌前々號本欄に既報の如くであるが、

同令は昭和十六年十一月二十二日付官報を以て公布を見、昭和十六年十二月一日より施行せらるることとなつた。之を擱れば次の如くである。

厚生科學研究所官制中改正ス

第三條第一項中「教授專任七人」ヲ「教授專任九人」ニ、
「助教授專任四人」ヲ「助教授專任五人」ニ、「技手」專任四十六人」ヲ「技手」專任四十九人」ニ、「書記專任九人」ヲ「書記專任十人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十六年十一月十五日
勅令第九百六十八號)

熱帶醫學研究所官制中改正ノ件

(昭和十六年十一月十五日
勅令第九百六十八號)

熱帶醫學研究所官制中左ノ通改正ス

第三條中「技手專任二十五人」ヲ「技手專任三十三人」ニ改ム

第九條第二項中「八人」ヲ「十一人」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

[參照]

昭和十四年四月二十日公布
八日公布
熱帶醫學研究所官制抄錄

前項該當者以外ノ者ハ志願ニ依リ國民勤勞報國隊ニ

ハ帝國臣民ニシテ年齢十四年以上四十年未滿ノ男子
及年齡十四年以上二十五年未滿ノ女子（妻及届出ヲ
爲サザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事情ニ在ル女子
ヲ除ク）トス

第六條ノ規定ニ依リ學校長ニ對シ必要ナル措置ヲ命
ズル場合ノ學校在學者ノ國民勤勞報國隊ニ依ル協力

定ヲ爲スコトヲ得

厚生科學研究所及び熱帶醫學研究所
官制中改正の件公布

人口問題研究所と並んで人口問題研究上關係の妙く
ない厚生科學研究所及び熱帶醫學研究所官制中一部改
正の件はそれぞれ昭和十六年十一月一日及び十一月十

トシ臺北帝國大學ノ定員外トス